

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------------------------|----------|----------|
| 横芝光町 | 南条地区(小川台、台、富下、傍示戸、虫生、小田部、母子、芝崎) | 令和4年2月8日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 327.2 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 221.8 ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 90.8 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 33.1 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 25.1 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 30.1 ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者の定まっていない耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南条地区内全体の水田利用は、中心経営体である認定農業者と集落営農組織を中心に担い、畑地については、地域の中心経営体を中心に担うとともに、認定新規就農者の受入れや集落営農組織化を促進することで対応していく。

(参考) 中心経営体

| | 農業者 | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|---|-----|------|---------|--------------|---------|--|
| | | 経営面積 | ha | 経営面積 | ha | |
| 計 | 9人 | 経営面積 | 36.2 ha | 経営面積 | 66.3 ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、688筆、389,161㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規作物等の導入方針

単一の農業経営ではなく、水稻、ネギ、落花生などの複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、小川台、台、富下、傍示戸、虫生、小田部、母子地先において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

| | 農地の所在(地番) | 貸付け等の区分(㎡) | | |
|---|-----------|------------|------|----|
| | | 貸付け | 作業委託 | 売渡 |
| 1 | 横芝光町小川台 | 165,164 | | |
| 2 | 横芝光町台 | 10,579 | | |
| 3 | 横芝光町傍示戸 | 31,104 | | |
| 4 | 横芝光町富下 | 37,925 | | |
| 5 | 横芝光町虫生 | 22,041 | | |
| 6 | 横芝光町小田部 | 48,668 | | |
| 7 | 横芝光町母子 | 23,817 | | |
| 8 | 横芝光町芝崎 | 45,020 | | |
| 9 | 横芝光町芝崎南 | 4,843 | | |
| | 計 | 389,161 | | |